

保育所名	古城保育園
------	-------

年間行事予定	4月 第70回入園進級式・個人懇談会・保護者会 ※誕生会・避難訓練各種(毎月) 英語であそぼう(3歳以上児月4回)体育運動あそび(3歳以上児月2回)	10月 運動会
	5月 交通安全教室・遠足 みなとまつり・つのがえシルエット劇場観劇	11月 勤労感謝の日職場訪問・第2回健康診断
	6月 歯科検診(4.5歳児)・第1回保育参観週間・第1回健康診断(全園児)	12月 生活発表会・クリスマス会・個人懇談会
	7月 夏まつりウィーク・甲宗八幡神社夏越祭	1月 どんど焼き・もりのいえ日帰り保育
	8月	2月 節分・交通安全教室・第2回保育参観週間
	9月 総合避難訓練・古城校区敬老会	3月 ひなまつり・サンクスday・第70回卒園式・遠足

各種保育事業の実施状況	<p>■乳児受け入れ対応保育所→おおむね3か月児から受け入れ保育所</p> <p>■延長保育 →18:00～19:00</p> <p>■障害児保育 →心身ハンディのある乳幼児で保育園保育が可能な児童の保育を行います。</p> <p>■地域活動事業 →近隣地域の方や団体、世代間交流、卒園児交流など人と関わり、触れ合いや、やりとりを大切にしています。</p> <p>一時預かり事業 →パート就労、疾病、出産及び育児リフレッシュ等の理由により一時的に家庭での保育が出来ない方の制度です。</p> <p>保育時間 原則 9:00～17:00</p> <p>○断続的保育サービス 週3日限度</p> <p>○緊急保育サービス 14日間限度</p> <p>○育児リフレッシュ保育サービス 週3日限度</p>
-------------	--

利用の開始及び終了に関する事項	<p>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。</p> <p>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</p>
-----------------	---

実費に係る利用者負担金	<p>○主食費→月額2,200円 副食費→月額4,500円 (3.4.5歳児クラスのみ)</p> <p>○保険費 →250円日本スポーツ振興センター災害共済(1年間分)全園児</p> <p>○制服・遊び着・体操服代金→8,800円(3.4.5歳児クラスのみ)</p> <p>○帽子代金 →990円(全園児) 外遊びや園外保育時に使用する。</p> <p>児童の健康を考慮すると必須のものであり、卒園するまで同じ色のまま使用する。</p> <p>○父母の会費→300円(全園児月額)行事運搬車経費などに使用するもの。</p>
-------------	---

その他特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <p>1. 保育・教育の提供中に、利用する子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用する子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用する子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。</p> <p>2. 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき自己が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</p> <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>利用する子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。</p> <p>①人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備</p> <p>②職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止</p> <p>③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</p> <p>④その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>保育・教育の提供中に、各園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区子ども家庭支援課、児童相談所等適切な機関に通告する。</p>
---------	---